

『畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準』に基づく報告・公表資料

1. 基金の基本的事項（令和6年度）

|   |  |
|---|--|
| 基金の名称                                     | 畜産高度化支援リース基金（畜産高度化支援リース事業）   |
| 法人名                                       | 一般財団法人畜産環境整備機構   |
| 基金額（機構補助金等相当額）                            | 16,773,490千円（16,773,490千円）（令和6年4月1日現在）   |
| 基金事業の概要及び目標                               | 畜産経営における家畜排せつ物の利活用の促進及び環境整備、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援することにより、我が国畜産の安定的発展を図る。  |
| 基金事業を終了する時期                               | ①畜産環境対策リース事業は、貸付料の回収を令和25年度まで実施し、令和27年3月末に、②畜産整備リース事業は、貸付料の回収を令和27年度まで実施し、令和29年3月末に、③食肉販売等合理化施設整備リース事業は、貸付料の回収を令和19年度まで実施し、令和21年3月末に、④生乳流通効率化支援リースは、貸付料の回収を令和27年度まで実施し、令和29年3月末に、⑤堆肥保管施設整備リース事業は、貸付料の回収を令和15年度まで実施し、令和16年3月末に基金を閉鎖する予定。なお、②～④の事業については、畜産農家等のニーズ、事業効果・必要性などをもとに検証し、事業を継続する必要性があると認められるときは、当該時期を延長するものとする。 |
| 給付対象となる事務又は事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制 | 畜産高度化推進リース事業実施要綱別添2及び畜産高度化支援リース事業実施要領に基づき申請を受け付け、審査等を行う。   |

2. 見直し結果（令和6年度）

| 項目                  | 講ずる措置   |              |              |
|---------------------|---|--------------|--------------|
| 実施した見直しの概要          | 畜産業振興事業の実施のために機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準（平成19年3月28日付け農畜機第4545号）に基づき、毎年度見直しを実施している。 |              |              |
| 基金事業実施時期            | 平成22年度～   |              |              |
| 収入・支出等<br>（令和5年度実績） | ① 期首残高  | 8,750,748 千円 |              |
|                     | ② 収入  | 事業収入（貸付料）    | 1,852,677 千円 |
|                     |   | 事業収入（附加貸付料等） | 290,748 千円   |
|                     |   | 運用収入         | 293 千円       |
|                     |   | 合計           | 2,143,718 千円 |
|                     | ③ 支出  | 事業費          | 1,191,504 千円 |
|                     |   | 管理費          | 130,688 千円   |
|                     |   | 機構返納額        | 832,446 千円   |
| 合計                  |   | 2,154,638 千円 |              |
| ④ 期末残高（①+②-③）       | 8,739,828 千円  |              |              |

